

# 治療により定期接種で得た抗体を失った子への 再接種費用を助成します！

骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、経済的負担の軽減及び感染症予防のため、再接種の費用を助成します。助成を受けるには、事前に申請が必要です。

希望する場合は、以下をお読みいただき申請してください。

## 1 対象となる子

次の（１）～（３）のすべてに該当する方が対象となります。

- （１） 骨髄移植手術等により接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されていること。
- （２） 予防接種を受ける日において市内に住所を有すること。
- （３） 接種済みの定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、予防接種実施規則の規定により実施されていること。

## 2 予防接種の種類

次の（１）～（２）に該当する予防接種が費用助成の対象となります。

- （１） 予防接種法第２条第２項に規定するＡ類疾病（ロタウイルス感染症を除く）に係るものであること。ただし、５種混合は１５歳未満、BCGは４歳未満、ヒブワクチンは１０歳未満（ただし５種混合を使用する場合には１５歳）、小児用肺炎球菌ワクチンは６歳未満、その他の予防接種については２０歳未満の接種であること。
- （２） 使用するワクチンは、予防接種実施規則の規定によるものであること。

## 3 助成額

予防接種にかかった費用

（ただし、市が設定した上限を超えてのお支払いはできません。）

## 4 手続き

- （１） 事前に感染症予防課へ申請します。

【必要書類】

- ① 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成適用認定申請書（様式第１号）
- ② 母子健康手帳等の接種したことが確認できる記録の写し
- ③ 医師の理由書（様式第２号）※証明料がかかる場合は自己負担です

裏面に続きます。

- (2) 申請を受付後、内容の審査を行います。
- (3) 審査後、1週間程度で「豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成適用認定申請書（写し）」を郵送します。
- (4) 認定された方は、医療機関で規定の年齢内で再接種を受けます。接種費用は、医療機関の窓口で全額お支払いください。その際に、医療機関が発行した領収書と予防接種済証等の接種したことがわかる記録は、助成金交付申請に必要ですので大切に保管してください。
- (5) **予防接種の実施年度の末日までに**、感染症予防課へ助成金交付の申請をしてください。

【必要書類】

- ① 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付申請書（様式第3号）
  - ② 予防接種済証又は母子健康手帳の接種記録の写し
  - ③ 領収書（被接種者の氏名、接種日、ワクチン名、料金、医療機関名の記載があること）
  - ④ 振込先がわかる書類（通帳のコピーなど）
- (6) 申請を受付後、助成金交付の審査を行います。
  - (7) 審査後、助成金の交付を決定した場合は、「豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付決定通知書兼確定通知書（様式第4号）」を郵送します。その後、助成金を指定の口座に振り込みます。

## **予防接種による健康被害救済制度**



予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。この予防接種は、任意（希望者のみ）の予防接種のため、重大な健康被害が生じた場合、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく補償になります。

【問い合わせ先】

豊田市感染症予防課 予防接種担当

電話（0565）34-6180

FAX（0565）34-6929